



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2011推進ニュース

—介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！—

新方針「介護ウェーブ2011後半戦の方針」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう！

「介護保障を求めるひろしまの会」が広島市と交渉

要支援1・2の介護保険はずしをやめさせる！市長あて署名を5913筆提出（広島）



広島中央保健生協や広島医療生協、広島民医連も参加する、「介護保障を求めるひろしまの会」が8月30日（火）に中区地域福祉センターにおいて広島市と交渉を行いました。

介護保険法が今年6月、要支援1・2の介護サービスを、自治体の判断で予防給付からから外して「日常生活支援総合事業」に置き換えることができるようになったことを受けて、このままでは、利用者はもちろん、サービス提供事業所は壊滅的な打撃を受けて大変なことになるという危機感から申し入れたものです。

この日提出された市長への署名数は5,913筆で、そのうち、中央保健生協が1,423筆、広島医療生協が1,667筆の集約（半数を広島民医連で担う）でした。実質的に署名がスタートしてから1ヶ月弱という短期間での集約数で、スピード的には近年にない速さでの取り組みとなりました。この「要支援1・2の保険はずし」ができる法律は、衆院10時間、参院8時間というスピード審議で、マスコミでもほとんど報道されず、介護保険の現場で働いている人でも、未だほとんどの人が知らない仕組みです。その知られていない内容の署名がこれだけ短期間で集まると言うのは、すごいことと事務局では心ひそかに感じ入っている次第です。

こうした、集中したパワーが後押しした結果、この問題に対する現時点での広島市の見解は「答申を受けて決定されるが、現在のところは（総合事業を）導入しない方向で検討中」とのことでした。担当課長は「広島のような利用者の多い自治体では、この制度を導入したら大きな混乱がおき、実際は（導入は）無理だろう」とのことでした。しかし、過去に広島市では「同居家族が居れば家事援助は利用不可」と言うことで、多くの家事援助利用を引き剥がした実績もあり、今回は導入しないとしても、実際の正念場は3年後に訪れる可能性が非常に高くなると思われます。その時に今回の5,913筆の署名が再び生きてくると思われます。

何より圧巻だったのは、この答弁を受けての五日市居宅の村上省二さんと中央居宅の福岡博聖さんの発言でした。それぞれケアマネジャーとしての経験から、「単なるボランティアではない資格を持ったヘルパーが定期的に入ることによって介護予防となり、自立した生活を継続できている。定期的に入ることでケアマネジャーとの連携がスムーズに報告され、事態が大きくなる前に手を打つことができる。ヘルパーの専門性を否定するような総合事業を今後も絶対に導入してはならない」と強く訴え、思わずフロアーから割れるような拍手が起きました。

交渉では他に、「保険料の軽減措置を充実させよ」「保険料滞納者へのペナルティをかけるな」「配食サービスの土日実施」等についても論議しました。中でも広島市の国保は、全国に先駆けて「資格証明書の発行をしない」という英断を下した自治体ですので、「介護保険も国保にならえ」の運動を進める必要性を強くしました。とにもかくにも、大きな成果を勝ち取ることができた、非常に価値ある交渉で、広島民医連の介護分野での運動の中で果たす役割の大きさを実感できた交渉でした。

（広島民医連 みんなで社保をNo.9 2011.09.02より）

「第4回介護ウェーブのつどい」に176名が参加！(沖縄)

10月8日に「第4回介護ウェーブのつどい」に176名が参加し開催されました（県連内事業所114人、県連外事業所・一般42人、生協組合員20人）。林泰則全日本民医連事務次長が基調講演を行い、改正された「介護保険法」について説明がありました。

また、山口真貴子さんは、「介護予防・日常生活支援総合事業」は予防ではなく軽度者切り捨て事業であり、実際、適用されると「生協デイサービスとよみ」に通う要支援者20人中、17人が保険から外される可能性があることを報告し、城間介護部長からは、8月に県内9市と実施した介護懇談会の報告があり、今後、自治体への働きかけの重要性を強調しました。



私たちが制度の内容を良く知り（学習）、地域に知らせていく、また、自治体への積極的な働きかけを行うことが大切です。参加者のアンケートでは、「わかりやすかった。介護保険法改正の内容を知る機会がなかったので学習会を開催してくれてよかったです」「今後もこのような場所を設けてほしい」等の声が寄せられました。高齢者が必要な時に必要なサービスが受けられるという、当然の人間の権利が保障される介護保険制度を実現できるよう取り組んでいきましょう。11月11日の介護の日行動、社保協の自治体キャラバンに多くの職員が参加し、介護ウェーブを大きな波にしていきましょう。



（沖縄民医連 平和・社保活動 NEWS 第8号 2011.10.09より）

「5つの改善要求を自分の言葉で語ろう！」介護ウェーブ2011全職員学習会を開催(山形)



社会福祉法人山形虹の会では、10月6日に「介護保険法改定と介護ウェーブ2011」「2011年度共同組織強化月間方針」についての全職員学習会を開催しました。この学習会は、10月1日に始まった共同組織強化月間の取り組みとして位置づけ、友の会役員を含め70名を超える役職員が参加しました。介護保険法改定については、6月15日に国会で短時間審議で成立した法案であり、国民には中身がほとんど示されていないこと等を学び、全日本民医連の掲げた5つの改善要求（介護ウェーブ新署名）を理解し、自分の言葉で語れるようになることを意志

統一しました。今後は、数年前から法人独自のとりくみとして継続してきた地域の特養、老健、グループホームへの訪問行動を予定しています。職員2名がペアで署名を持参し協力を呼びかけます。また、地域宣伝署名行動も旺盛に行っていきます。（2011年10月12日 社会福祉法人山形虹の会より）

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp